

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01329

研究課題名（和文）医療保険・介護保険制度に内在する契約法理の探求

研究課題名（英文）An exploration of the contract law principles inherent in the Health Care Insurance System and Long-Term Care Insurance System

研究代表者

石畝 剛士（ISHIGURO, TSUYOSHI）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：60400470

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、被保険者が支払う一部負担金は発生した時点で保険医療機関に帰属すると解すべきであり、その法的性質論と契約当事者論の間には特定の結びつきがあることを明らかにした。また、審査支払機関を巡る法律関係も解明した。まず、保険医療機関・審査支払機関間の委託契約の内容を分析した上で、診療報酬債権の最初の帰属は保険医療機関と保険者との間であり、それが審査支払機関に併存して引き受けられることを示した。また、診療報酬債権は療養の給付ごとに順次発生するが、それは保険医療機関の請求時点で1本化されること、また、1本化するための法的基礎は保険医療機関・保険者間の契約に求められるべきことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会保険制度として展開されている医療保険や介護保険は、多くの国民に利用され、制度としては盤石のように見える。しかし、法的な視点からは、制度の中で誰が誰に対していかなる権利義務を有しているのかにつき、必ずしも意見の一致を見ない。本研究は、この問題について検討を加えることにより、社会保険制度に内在する契約の所在とその内容を明確化することを目的とした。本研究を通じて、各当事者の権利義務関係が明確化されると同時に、被保険者が支払うべき一部負担金の性質や内容、被保険者が支払わない場合（未収金）の法的対応、診療報酬債権の消滅時効の起算点など、社会保険を巡って実務上争われる諸問題の解決に資することになる。

研究成果の概要（英文）：This study clarified that the partial costsharing paid by the insured person should be interpreted as belonging to the Insurance Medical Care Facility (IMCF) at the time it is incurred, and that there is a specific connection between its legal nature theory and the contractual party theory. I also clarified the legal relationship surrounding the Examination and Payment Organization (EPO). First, after analyzing the contents of the consignment contract between IMCF and EPO, I showed that the initial attribution of medical fee claims is between IMCF and the insurer, which is concurrently assumed by EPO. The study also clarified that medical fee claims arise sequentially for each medical care service, but that they are consolidated at the time of billing by IMCF, and that the legal basis for consolidating them should be sought in the contract between IMCF and the insurer.

研究分野：民法

キーワード：医療保険 診療報酬 公法上の契約 一部負担金

1. 研究開始当初の背景

我が国における医療保険及び介護保険は、社会保障制度の一環である医療保険制度・介護保険制度を中心に運営がなされている。これら両制度は公的制度である一方、その当事者の法律関係は、契約を基礎に据えた理解がなされている。そのため、これらの制度において用いられている「契約」やそれに基づく「債権」「債務」といった概念は、民法上の同種概念といかなる位置関係にあるのかを明らかにしない限り、制度内部の法的構造を緻密に把握することはできないであろう。すなわち、概念相互の共通点・相違点を明らかにし、同時に、公的制度による変容ないし修正を受けた契約法理を民法学の対象として構築することは可能かといった問題を探求する必要がある。

このような問題意識に照らし、本研究は、医療保険制度と介護保険制度に内在する法律関係、特に契約関係に着目し、社会保障法学の成果を取り込みつつ、その法的構成の再検討を通じた、両制度全体を貫く契約構造の明確化を主目的としていた。また、こうした作業を進めることで、両制度において典型的に見られる「公的制度に内在した契約」一般に通底する契約法理の存在と、それを構築するための基礎的知見につき手掛かりを得ることも視野に入れていた。具体的な検討対象としては、【1】医療保険・介護保険制度における契約関係・債権債務関係の法的性質の指定とその内容確定、【2】これらの制度で予定される法的概念と民法上の概念との共通点・相違点の明確化、【3】公的制度に内在する（修正的）契約法理の抽出が予定されていた。

この問題は、従来、もっぱら社会保障法学の研究対象とされており、民法学からの研究アプローチは必ずしも多くない。確かに、保険診療の当事者論について民法学からの重要な論考も登場しているものの、これらはあくまでも当事者論にとどまっており、かつ、「公的制度に内在した契約」という統一視点から取り組まれたものではなかった。本研究は、これら先行研究の成果を吸収しつつも、それを超えて、公的制度内在契約に関する一般法理を構築するという問題へと踏み込むものとして位置付けられるものである。

2. 研究の目的

本研究の直接の目的は、社会保障法や民法といった枠を超えた形での医療保険制度・介護保険制度の法的構造の解明である。そのための手法として、「公的制度に内在する契約」に通用する契約法理の基盤を構築することが、より高次の目的となる。更に、公法と私法という問題領域へのアプローチに新たな地平を築くための視角を見出し、今後の研究への橋渡しとすることも最終的な目的として挙げられる。

具体的には、本研究により、国民健康保険法・健康保険法・介護保険法といった特別法の規定を超えて、両制度に内在する「契約」ないし「債権債務」といった概念装置に関し、法学的な追試に耐えうる理論的正当性が確保されることになる。これは、制度の理論的解明に寄与するのみならず、例えば、民法典に定められた規定の適用（準用）可能性や診療報酬債権／介護報酬債権の譲渡担保の可否とその範囲など、実務においても大きな指標となる基礎を提供するものとなる。更に、より発展的には、障害者支援、保育所入所など、公法の範疇で枠付けられた制度に内在する契約一般に通用する契約法理を構築するための視座と基盤を獲得できる。これらは、従来いずれも「公法上の契約」として包摂され、公法私法峻別論の影響の下、行政法学の検討対象として限定的に扱われてきた。こうした契約を改めて民法学の観点から照射することで、契約法理の構築と共に、公法と私法という問題領域へのアプローチに新たな地平を築けるものと考えたのである。

3. 研究の方法

本研究は、当初、2019年度～2020年度にかけて医療保険の契約構造の分析を、2020年度～2021年度にかけて介護保険の契約構造の分析を行うことを計画し、その方法論としては主にドイツ法との比較法的検討を主軸として進める予定であった。本研究が対象とするテーマは、ドイツ法においても、研究の基盤となりうる特定のモノグラフィーなどは存在しておらず、社会保障法学・民法学・行政法学・医事法学の各種文献における各論的記述を具に検討し、その統合を図ることが求められている点に特色がある。こうした事情より、研究の効率化を図る必要が相対的に高いと認識したため、本来であれば、2019年度の早い段階で、研究代表者が以前在外研究を行ったミュンスター大学にて、数多くの文献の中から必要とされるものを集中的に渉猟し、その複写や現物調達を行うこと、更に、同大学の社会保障法・民法研究者にドイツ法及び医療保障制度の現在の状況や研究手法の在り方を伺うことを企図していた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初計画していた2019年度中の渡独を断念せざるを得なくなったのみならず、2020年度・2021年度も同様の状況が継続しており、事態が改善する見込みは立たないままとなった。事前に入手したり、テーマに関わるとの予測の下

で購入したりしたドイツ法の各文献・資料を読み進めていたものの、網羅的に文献を入手できない状態で、各文献から得られ必ずしも多くない情報量を積み上げる作業を続けてはいたものの、非効率な手探りを強いられた状態であった。

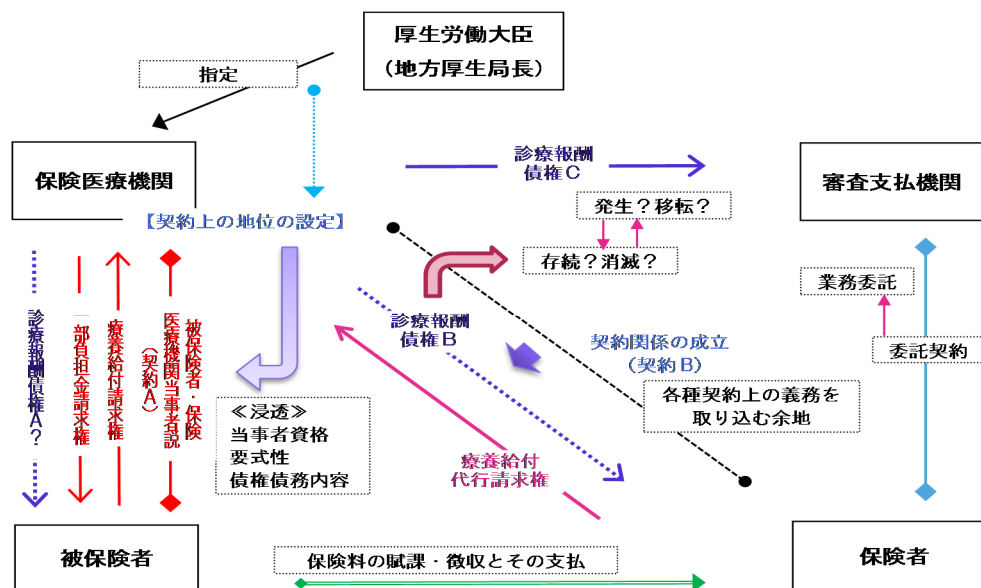
こうした事情より、本研究は、当初の計画予定を大幅に縮小し、研究対象を医療保険制度に絞らざるを得なかった。これは、医療保険制度と介護保険制度は一定の類似点を有しつつも、その債権債務の帰属関係や内容が大きく異なることがその後の研究によって判明したこと、医療保険の研究に絞ったとしても、相当程度に緻密な検討を行う必要が生じ、これを完遂しない限り、続く介護保険の研究との詳細な比較が困難と判断したことによる。

4. 研究成果

上述のように、残された課題はなお多いものの、医療保険制度に内在する契約関係の研究については相応の成果を獲得できた。

そもそも、医療保険制度においては、自由診療と異なり、被保険者（患者）・保険医療機関（病院・診療所等）・保険者（健保組合・協会健保・市町村・各国保組合等）という三者間関係が基本的な構図となる。これに、保険医療機関の指定権者である厚生労働大臣（地方厚生局長）と、診療報酬支払主体である審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会）が加わり、五者間関係が制度として予定されている（下記図を参照）。

具体的なプロセスとしては、まず、保険者に対する保険料支払いの対価として、被保険者は「療養の給付」を受ける地位を取得する。医療保険が採用するいわゆる「現物給付の原則」によると、本来は保険者自らが保険給付としての「療養の給付」を提供することが原則であるが、現実には、被保険者は、保険医療機関のうち自己の選定するものから「療養の給付」を受けることができる。これにより要した費用について、保険医療機関は「一部負担金」（原則3割）を被保険者に請求し、残余（「診療報酬」という）を保険者に請求することになる。もっとも、保険医療機関は診療報酬を保険者ではなく、審査支払機関に請求し、審査支払機関はその内容を審査の上、疑義がなければ保険医療機関に支払うこととなる。



このような関係性の中、研究代表者は本研究をする準備段階において、既に被保険者・保険医療機関・保険者の三者関係に関する法的構造の大枠を示していた（石畝「医療保険の契約構造」法政理論 50 巻 2 号〔2018 年〕240 頁以下：以下「先行論文」という）。本研究は、先行論文で示した内容を裏付けという意味での後続研究という位置づけを有すると共に、先行論文では取り扱えなかった審査支払機関を巡る法律関係について検討を加えるものである。

第一に、本研究では、医療保険の当事者論と一部負担金請求権の性質論との関係について詳細に検討した。医療保険の当事者論は、保険医療機関の指定の性質を巡る議論とも相俟って、主に3つの見解がある。他方、保険医療機関が被保険者に対して有する一部負担金の性質についても見解が分かれるところである。本研究では、これら両議論を組み合わせ、当事者論が性質論に及ぼす影響を及ぼすか、また、当事者論と性質論とを整合的に把握できる理解はどのようなものであり、また、幾つの可能性が考えられるかについて分析を行った。

その結果、一部負担金の法的性質については、私法上の契約債権説・公法上の法定債権説・公法上の契約債権説のいずれも理論的に観念しうることに、しかし、その帰属主体については、保険者に帰属させることや、保険者から保険医療機関に帰属変更させることが抱える問題性に鑑み、当初より保険医療機関に帰属すると解するのが適切であることを明らかにした。更に、

契約当事者論（ないし指定性質論）における各説と一部負担金の法的性質論との間には、前者の構造理解が後者にも影響を及ぼす結果、特定の結びつきが認められることも明らかとなった（以上につき、石畝「公的医療保険における一部負担金の性質と構造(1)（医療保険の契約構造 2）」法政理論 52 巻 1 号〔2019 年〕89 頁以下）。これらの分析を踏まえて、契約当事者論との整合性も視野に入れつつ、一部負担金の法的性質として最も適切な理論構築を図り、保険医療機関・被保険者間に存する債権債務関係の全容を明らかにする作業に現在取り組んでいる。

第二に、本研究では、保険診療の支払面に関わる当事者として一定の役割を演ずる審査支払機関に焦点を当て、その法律関係の解明に取り組んだ。すなわち、現実の保険診療実務では、最終的に保険医療機関が審査支払機関に対して、「療養の給付に関する費用」（「療養の給付に要する費用」から一部負担金を控除した額）を、1 ヶ月を単位としてその間に診察した全被保険者分をまとめて請求することとなる。しかし、ここでの診療報酬債権がそもそもどの時点でいかなる内容を伴って発生するのか（発生時点・内容）、その債権債務関係が誰に帰属するのか（帰属）、何らかの事象により診療報酬債権が移転するのか、その根拠とメカニズムをどのように構成するのか（移転・変容）といった問題群については、社会保障法学上の議論も十分とは言えず、なお未解明の問題であった。

本研究はこの点について、当事者論と診療報酬債権の個数論を分析基軸として検討を行い、大要、以下のような結論を得た。まず、保険医療機関・被保険者間には広義の診療報酬債権（論文では「診療報酬債権 A」とした）は観念的にも発生せず、従って、いったんこの両当事者間に発生した診療報酬債権が後に移転するという構成は採用できないこと、保険医療機関・審査支払機関間の委託契約には、審査に関する準委任契約としての合意と保険医療機関・被保険者間に発生する診療報酬債権（論文では「診療報酬債権 B」とした）に関する併存的債務引受の 2 つの合意が含まれていること、また、両当事者間の委託契約を「公法上の契約」と性質決定する意味は乏しいこと、更に、保険医療機関・審査支払機関間に生ずる診療報酬債権（論文では「診療報酬債権 C」とした）の発生後も診療報酬債権 B は存続すること、保険診療機関が療養の給付を行うごとに診療報酬債権 B が順次発生するが、それが統合して 1 本化される契機は保険医療機関の請求時点であること、また、1 本化された診療報酬債務 B はいったん被保険者に帰属し、瞬時に審査支払機関に対して診療報酬債権 C として引き受けられること、最後に、診療報酬債権 B の段階で 1 本化されるため、その根拠は保険医療機関・被保険者間の（指定に基づく）契約関係に求められるべきであることを明らかにした（石畝「診療報酬債権とは何か 位相・構造・内容」沖野眞己＝丸山絵美子ほか編『これからの民法学と消費者法（ ）』〔河上正二先生古稀記念〕、信山社、2023 年〕447 頁以下）。

以上の研究を通じて、医療保険制度の契約構造把握については、その各論的な検討がほぼ完了したこととなり、家族療養費等の償還払いに関する法律関係（これは本研究に続く介護保険制度の研究の場面で扱う予定である）を除いてその全貌が明らかになったと考えられる。また、その検討過程を通じて、総論的課題についても一定の方向性を獲得することができた。すなわち、医療保険制度が予定する法的概念は、民法上の概念装置を用いて説明しても必ずしも不整合とはならず、従って両概念は相当程度の互換性があるものの、公的制度に内在する契約は、公法上の規定に基づき生ずる法定契約や法定債権（公法上の契約 / 公法上の債権）といった、私法上の契約にはない特殊概念があり、この点で別段の考慮を要することなどの知見を得ることができた。とりわけ後者の総論的課題については、「制度と契約」に関する次なる包括的研究への基盤を構築するため視座として有用性を持つものであり、今後は、介護保険制度に対する同種の構造把握に努めると共に、「公的制度内在契約」に関する私法上の検討を引き続き行っていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石畝剛士	4. 巻 52巻1号
2. 論文標題 公的医療保険における一部負担金の性質と構造(1) (医療保険の契約構造2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政理論〔新潟大学〕	6. 最初と最後の頁 89-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 沖野 眞已、丸山 絵美子、水野 紀子、森田 宏樹、森永 淑子【編著】	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 834
3. 書名 これからの民法・消費者法 ()	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------